

営業所ごとに置く測量士について

測量法第55条の13第1項では「測量業者は、その営業所ごとに測量士を1人以上置かなければならない。」と規定しています。

測量士を1人以上置くという意味は、測量法で規定する営業所として測量を請け負い、その処理を行うことから、業務を適正に実行するため、測量業者は測量士を使用人としてその営業所ごとに配置しなければならないということです（ただし、同条第2項の規定により、測量業者（法人の場合は、法人の役員のうちいずれかの役員）が測量士であり、その者が自ら主として業務を行う営業所については、新たに別の測量士を配置する必要はありません。）。

したがって、測量業者と使用人（測量士）の間には、常勤的な雇用契約が締結されていることが必要で、休日その他勤務を要しない日を除き、当該測量業者の通常の勤務時間中はその営業所に勤務していることが必要となります。

このことから、測量法第55条の3第6号の登録申請書添付書類（誓約書）に記載した測量士が、名義のみで実際に勤務していない場合はもちろんのこと、同時に二以上の測量業者又は営業所に勤務している場合、就業規則等会社で定めている通常の勤務日・勤務時間に勤務していない場合などは、測量法第55条の13の要件を満たしているとは認められないため、測量業者登録は受けられません。

なお、測量法第55条の13の要件を欠くこととなった場合は、遅滞なく測量法第55条の9第2項に基づく届出（廃業等の届出書）を行ってください（複数の営業所を登録している場合で、一部の営業所で要件を欠くこととなった場合は、測量法第55条の7第1項に基づく変更登録申請（営業所の廃止）を行ってください。）。